

※許可番号	
※許可 許可有効期間更新 年月日	年 月 日

許 可
労働者供給事業 申請書
許可有効期間更新

①労働組合等 名 称							
②労働組合等の 事務所の所在地	〒 (-) () -						
③代表者氏名 及び住所							
④所属上部団体 の名称							
⑤労働者供給事業 を行う事業所の 名称及び所在地	〒 (-)		()		-		
	〒 (-)		()		-		
	〒 (-)		()		-		
⑥供給職種名							
⑦ 職種別 組合員等数	(a)職 種 名					計	
	(b)総 数						
	(c)供給対象外の 組合員等数						
	(d) 供給 対象 予定 者数	イ (c)のうち臨時的 に供給される者					
		ロ 常時供給される者					
	ハ 計						
⑧ 主たる供給先の 名称及び 事業種別	[]		[]		[]		
	[]		[]		[]		
⑨ 許可年月日	年 月 日	⑩事業開始予定年月日	年 月 日				
⑪ 有効期間 更新年月日	年 月 日	⑫許可番号					

職業安定法第 45 条及び職業安定法施行規則 第 32 条第 1 項・第 32 条第 5 項 の規定により 許 可・許可有効期間更新 を申請します。

年 月 日

申請者

厚生労働大臣 殿

様式第1号(第2面)

(記載要領)

- (1) ※には、記載しないこと。
- (2) 許可を申請するときは、表題中及び表面下方の「許可有効期間更新」の文字並びに表面下方の「第32条第5項」の文字を抹消すること。なお、この場合⑨、⑩及び⑪欄には記載しないこと。
- (3) 許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中及び表面下方の「許可」の文字並びに表面下方の「第32条第1項」の文字を抹消すること。なお、この場合⑩欄には記載しないこと。
- (4) ①欄には、当該申請を行う労働組合等の名称を記載すること。なお、法人の場合は「法人」と記載すること。
- (5) ④欄には、当該申請を行う労働組合等が加盟、又は組織している上部組織、あるいは当該申請を行う労働組合等の組合等で組織している上部組織(以下「労働組合等の上部組織という。')について、全国的上部組織までを順次系統を追って記載すること、ただし、労働組合等の上部組織がない場合は、記載を要しない。
- (6) ⑤欄には、現実に労働者供給事業を行う事業所(労供事業所)の名称及びその所在地を記載すること。なお、4以上の労供事業所がある場合で記載欄が足りない場合は、別葉に当該事項を掲載の上、添付すること。
- (7) ⑥欄には、当該申請によって供給する組合員等の職種名を記載すること。
- (8) ⑦欄については、次により記載すること。
 - ① (a)欄の職種名については、(d)欄に該当する組合員等の職種のみを記載すればよいこと。したがって、(b)欄及び(c)欄は職種別に記載する必要はなく計欄のみ記載すること。
 - ② (c)欄には、特定の事業所等に雇用されていて、通常供給の対象とならない組合員等について記載すること。
 - ③ イ欄には、(c)欄のうち、特に仕事の性質上、繁閑があり、臨時的に雇用主の了解をとって、他の事業所に供給されることのある組合員等がある場合に限り、その職種別員数を記載すること。したがって、その数は(c)欄の内数となること。
 - ④ ロ欄には、(c)欄以外の常時供給されることによって就労する組合員等の職種別員数を記載すること。
- (9) ⑧欄には、主たる供給先又は供給予定先の名称を[]外に、当該供給先(供給予定先)の事業の種類を[]内に記載すること。すなわち、供給に関する労働協約を締結している事業所等、又は供給を行う予定の事業所等について記載すること。

なお、供給先又は供給予定先が不特定の個人、小店舗等であって、これを常態とする場合にあっては、「一般家庭、市内小店舗等」のように、なるべくその供給先の実態がわかるように記載すること。

また、供給先又は供給予定先が数多くあり、欄数が足りない場合には、別葉に必要事項を記載の上、添付すること。
- (10) 申請者の欄は、労働組合等の名称及び代表者氏名を記載すること。

資 格 確 認 書

- 1 申請労働組合等の名称

- 2 申請労働組合等の事務所の所在地
(〒 —)

- 3 申請労働組合等の代表者の氏名

- 4 申請労働組合等の代表者の住所
(〒 —)

上記の許可申請労働組合等は、職業安定法施行規則第4条第6項第2号柱書に掲げるものであることを確認する。

年 月 日

確認団体等の名称
代 表 者 氏 名

厚 生 労 働 大 臣 殿

労働者供給事業計画書

1 計画対象期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 労働者供給計画（月間）

(1) 供給計画	①職種名						計
	②常時供給数	人	人	人	人	人	人
	③臨時的供給数	人	人	人	人	人	人
	④計	人	人	人	人	人	人
(2)	供給先の確保計画						

3 組合費 円（1人あたり、1月の平均額）

様式第3号（第2面）

（記載要領）

- (1) 1の計画対象期間には、始期については事業所で事業開始を予定する日又は許可の有効期間の更新を予定する日を、終期については許可の有効期間の末日を含む事業年度の終了の日を記載すること。
- (2) 2の（1）欄には、計画対象期間において、1月あたりの平均の職種別の供給組合員等の見込みの数の実数を、常態的な供給対象組合員等と、他の事業所に雇用されている者で、雇用主の了解をとって仕事の繁閑に応じて臨時的に供給の対象となる組合員等に区分して記載すること。
- (3) 2の（2）欄には、計画対象期間において、1月あたりの平均の職種別の供給可能な供給先の見込数を記載すること。
- (4) 3については、計画対象期間において、供給する組合員等1人から徴収する1月の平均の組合費の額の見込みを記載すること。

様式第3号（第3面）

労働者供給事業を行う労働組合は、職業安定法その他次に掲げる労働関係法令にかかわる重大な違反がないこと及び「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針」第7の職業安定法第45条の2に関する事項（労働者供給事業者の責務）に係る措置を講ずることを誓約します。

- 1 労働基準法第117条及び第118条第1項（同法第6条及び第56条に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定（これらの規定が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第44条（第4項を除く。）により適用される場合を含む。）
- 2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第58条から第62条までの規定
- 3 港湾労働法第48条、第49条（第1号を除く。）及び第51条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- 4 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- 5 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第19条、第20条及び第21条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
- 6 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第62条から第65条までの規定
- 7 林業労働力の確保の促進に関する法律第32条、第33条及び第34条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定
- 8 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第108条、第109条、第110条（同法第44条の規定に係る部分に限る。）、第111条（第1号を除く。）及び第112条（第1号（同法第35条第1項の規定に係る部分に限る。）及び第6号から第11号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第113条の規定

労働組合等役員名簿

年 月 日現在

①役職名	②氏名	③年齢	④役職就任 年月日	⑤略歴	⑥担当職務内容、その他
		歳	年 月 日	年 月 年 月	

(記載要領)

- (1) ①欄については、当該労働組合等の役員等について、その役職名を記載すること。
- (2) ④欄については、現職に就任した年月日を記載すること。
- (3) ⑤欄については、現職就任前の役職名及び就任年月を2代にわたり記載すること。
- (4) ⑥欄については、担当職務内容(名称)、その他参考となる事項を記載すること。
- (5) なお、すでに当該記載項目のすべてについて記載された書類がある場合には、当該書類を添付することによって、当該名簿の記載を省略して差し支えないこと。

4 無料の原則に関する事項

- (1) 供給先から供給手数料的性格の経費を徴収していないか。

- (2) 供給対象組合員等から供給手数料的性格の経費を徴収していないか。

5 その他（許可等の決定の参考事項）

（記載要領）

- (1) 1欄については、関係労働委員会の組合資格証明書等を裏付ける意味において、その具体的適合状況及び履行状況を確認するものであるから、当該労働組合について、(5) 許可申請書等の確認のこの確認の手続きに基づいて確認し、その結果を記載すること。
- (2) 2欄については、特に当該労働組合等の組織及び運営が民主的なものであり、労働者供給事業によって不当な利益を得ていないかどうかについて確認の上、記載すること。
- (3) 3欄については、労働者供給事業を円滑かつ的確に運営することができる能力を有しているかどうかについて確認するものであるから、できる限り詳細に記載すること。
- (4) 4欄の(1)については、労働組合法等によって許容される部分についても、それが供給手数料的経費でないことを確認の上、記載すること。

様式第6号

(記載要領)

- (1) ①欄には、各種申請書、届出書、報告書等の書類を受理した年月日を、②欄には、労働組合等の名称を、③欄には、当該労働組合等の代表者の氏名を、④欄には、当該労働組合等の事務所の所在地及び電話番号を、⑤欄には、当該労働組合等の組合員等の数及び供給対象組合員等の数を()内に、それぞれ記載すること。
- (2) ⑥欄には、許可申請、許可更新申請、変更許可申請等の区分を記載すること。
- (3) ⑦欄には、各種申請等の処置(許可・不許可等)状況等を記載すること。
- (4) ⑧欄には、当該許可労働組合等についての各種変更事項を記載すること。
- (5) ⑨欄には、当該許可労働組合等についての各種申請・届出等について、又処分等についての都道府県及び労政行政機関等との連絡状況等を記載すること。
- (6) ⑩欄には、当該許可労働組合等について労働者供給事業の運営等において参考となる事項等を記載すること。

許可番号

許可年月日 年 月 日

労働者供給事業許可証

職業安定法第45条の許可を受けて労働者供給事業を行う者であることを証明する。

年 月 日

厚生労働大臣 印

名 称
所 在 地

労供事業所の名称
及び所在地

1.	(〒 -)
2.	(〒 -)
3.	(〒 -)
4.	(〒 -)
5.	(〒 -)
6.	(〒 -)
7.	(〒 -)
8.	(〒 -)
9.	(〒 -)
10.	(〒 -)

供給職種
有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

厚生労働省発職第 号
年 月 日

不 許 可

労働者供給事業 通知書

許可有効期間不更新

殿

厚生労働大臣 印

許 可

年 月 日付けの労働者供給事業に係る 申請については、下記
許可有効期間更新

許 可

の理由により、 しない。
許可有効期間更新

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6箇月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に提起することができる。

記

(理 由)

労働者供給事業変更届出書
労働者供給事業許可証書換申請書

届出者	①労働組合等の名称		④許可年月日	年 月 日
	②労働組合等の事務所の所在地		⑤更新年月日	年 月 日
	③所属上部組織の名称		⑥変更年月日	年 月 日
称及び 労働事業所の 所在地				
⑧ 変更事項				
変更の内容	⑨ 変更前		⑩ 変更後	
⑪ 変更事由				
⑫ 備考				

上記のとおり届けます。

年 月 日
届出者

厚生労働大臣 殿

様式第9号（第2面）

（記載要領）

- （1） ①欄には、届出を提出する変更前の労働組合等の名称を、②欄には、当該届出を提出する変更前の労働組合等の事務所の所在地を、③欄には、当該労働組合等の上部組織の名称を、④欄には、許可を受けた年月日を、⑤欄には、直近の許可の有効期間の更新年月日を、⑥欄には、当該変更事項（複数の場合は、⑫欄にその旨を記載すること。）の変更年月日を、⑦欄には、変更前の労供事業所の名称と所在地について、そのすべてを、それぞれ記載すること。
- （2） ⑧欄には、当該労働組合等の変更事項について、変更届出を要する事項を記載（複数でも可。）すること。
- （3） 労働者供給事業の変更届出を要する事項のうち、許可証の記載事項以外の事項の変更の場合には、表題中「労働者供給事業許可証書換申請書」の文字を抹消すること。
- （4） （3）の場合において、⑧欄に記載した事項について、次により記載することとする。
 - ① 労働組合等の役職員の変更については、労働組合等役職員名簿（様式第4号）を作成の上、添付することとし、⑨欄及び⑩欄は記載を省略することとする。
 - ② 労働組合等の上部組織の変更については、⑨欄は記載を省略し、⑩欄に当該労働組合等の上部組織の名称及び事務所の所在地を記載することとする。
 - ③ 労働組合等の規約の変更については、⑨欄及び⑩欄は記載を省略することとし、変更後の労働組合等の規約を添付することとする。
 - ④ 労働組合等の内部組織の変更については、⑨欄及び⑩欄は記載を省略し、当該労働組合等の労働者供給事業の運営組織に係る変更についての部内組織図を作成し添付することとする。
 - ⑤ 労働組合等の事業運営規程の変更については、⑨欄及び⑩欄は記載を省略することとし、変更後の事業運営規程を添付することとする。
- （5） 労働者供給事業の変更届出を要する事項のうち、許可証の記載事項を変更する場合には、表題の文字を抹消しないこと。
- （6） （5）の場合において、⑧欄に記載した事項について、次により記載することとする。
 - ① 労働組合等の名称の変更については、⑨欄は記載を省略し、⑩欄に変更後の名称を記載すること。
 - ② 労働組合等の事務所の所在地の変更については、⑨欄は記載を省略し、⑩欄に変更後の当該事務所の所在地を記載すること。
 - ③ 労供事務所の名称の変更又は労供事務所の所在地の変更については、⑩欄に変更後の当該名称又は変更後の当該所在地を記載すること。
 - ④ 労供事務所の新設については、⑩欄に新設の労供事務所の名称及び住所を記載すること。
 - ⑤ 供給職種の変更については、⑨欄及び⑩欄は記載を省略することとし、職種別供給対象組合員等一覧（様式第10号）を添付することとする。
- （7） 提出者の欄は、労働組合等の名称及び代表者氏名を記載すること。

職種別供給対象組合員等一覧

① 労働組合員 等数						② 変更年月日		年 月 日	
	人								
③ 変更前の供 給対象組合 員数	(a) 職種名								計
	(b) 常時供給 数	人	人	人	人	人	人	人	人
	(c)臨時的 供給数	人	人	人	人	人	人	人	人
	(d) 計	人	人	人	人	人	人	人	人
④ 変更後の供 給対象組合 員数	(a) 職種名								計
	(b) 常時供給 数	人	人	人	人	人	人	人	人
	(c)臨時的 供給数	人	人	人	人	人	人	人	人
	(d) 計	人	人	人	人	人	人	人	人
⑤備考									

(記載要領)

- (1) ①欄には、当該労働組合の総組合員数を、②欄には、当該組合等の労働者供給事業における職種を変更した年月日を記載すること。
- (2) ③欄には、(a)欄に変更前の当該労働組合等の供給する職種名を、(b)欄に当該供給職種別の常態的に供給を受ける組合員等の実数を、(c)欄に当該職種別の、他の事業所に常用雇用されている者で、仕事の繁閑に応じて臨時的に供給を受ける組合員等の実数を記載すること。
- (3) ④欄には変更後の当該供給対象組合員等について、(2)に従い記載すること。
- (4) ⑤欄には、当該供給職種の変更に伴う供給先の確保に関する具体的計画及びその方法等について記載すること。

労働者供給事業許可証再交付申請書

		※再交付 書 換 年月日	年 月 日
① 許 可 番 号		② 許可年月日	年 月 日
③ 労働組合等の名称			
④ 労働組合等の 事務所の所在地			
⑤ 労働組合等の 代表者の氏名			
⑥ 再交付を申請 する理由			
⑦ 備 考			

上記のとおり許可証の再交付を申請します。

年 月 日

申 請 者

厚生労働大臣 殿

(記載要領)

申請者の欄については、労働組合等の名称及び代表者氏名を記載すること。

様式第 12 号

(日本産業規格 A 列 4)

労働者供給事業廃止届出書

申請者	①労働組合等の名称		④許可年月日	年 月 日
	②労働組合等の事務所の所在地		⑤更新年月日	年 月 日
	③所属上部団体等の名称		⑥廃止年月日	年 月 日
⑦ 労供事業所の 名称及び所在地				
⑧ 廃止事由				
⑨ 備考				

職業安定法第 47 条及び同法施行規則第 32 条 6 項の規定により、上記のとおり届けます。

年 月 日

届出者

都道府県労働局長 殿

(記載要領)

- (1) ①欄には、当該届出書を提出する労働組合等の名称を、②欄には、当該労働組合等の事務所の所在地を、③欄には、当該労働組合等の上部組織の名称を、④欄には許可を受けた年月日を、⑤欄には、直近の許可の有効期間の更新許可年月日を、⑥欄には廃止した年月日を、それぞれ記載すること。
- (2) ⑦欄には、当該労働組合等のすべての労供事業所の名称と所在地を、⑧欄には、廃止の事由を記載すること。
なお、⑦欄については、記載欄が足りない場合、別葉に当該事項を記載の上、添付すること。
- (3) ⑨欄には、供給対象となっていた当該組合員等について、就労に係る今後の措置について、具体的に記載すること。
- (4) 届出者欄には、労働組合等の名称及び代表者氏名を記載すること。

労働者供給事業廃止確認書

申請者	労働組合等の名称	確認者	都道府県労働局名	年月日
	代表者の氏名		作成年月日	
1 廃止事由				
2 廃止に伴う供給対象組合員等に対する措置等				
3 都道府県労働局の措置等				

(記載要領)

- (1) 2 については、当該労働組合等の供給事業の廃止に伴う供給対象組合員等の今後における就労対策等についての方針及び具体的対策について確認の上、記載すること。
- (2) 3 については、都道府県労働局における就労対策等について記載すること。

組合員等名簿

(労働組合等名称)

① 整理番号	② 氏名	③ 年齢	④ 役職名	⑤ 職種	⑥ 技能程度	⑦ 住所	⑧ 組合等加入年月日	⑨ 備考

(記載要領)

- (1) 組合員等名簿については、常時供給対象となる組合員等と、その他の組合員等とをできる限り区分して、別葉に作成することが望ましい。
- (2) ①欄については、それぞれの別に一連番号とすること。
- (3) ⑥欄については、技能の格付けの結果及び技能について特別の資格等がある場合は、その資格等を記載すること。
- (4) ⑧欄には、当該労働組合等の組合員等となった年月日、当該労働組合等を離脱した者については、当該離脱年月日を朱書きすることによって常に整理すること。
- (5) 本名簿は、職種別、住所の地域別等に区分して、別葉として作成されてもよく、また、各欄の位置を変更し、必要に応じて所定項目以外の欄を設けて活用されることも、何ら差し支えないこと。

供給先事業所台帳

(労働組合等名称)

① 名 称							② 所 在 地 (電話)		
③ 事業所内容									
④職種別常用労働者数	職種						計	組合員等数	
	人員	人	人	人	人	人	人		
⑤通常供給を行う職種及び人員 (最高～最低)									
⑥労働協約の有無 締結年月日 及び有効期限									

(記載要領)

- (1) 供給先事業所台帳は、供給先の工場、事業所等の別に別葉に作成すること。
- (2) ③欄には当該工場等の事業種目を具体的に列記すること。特に供給対象となる事業種目は必ず詳記すること。
- (3) ④欄には、当該工場等に常時雇用されている労働者の数を職種別に記載すること。
組合員等数欄には、当該常用労働者のうち、供給を行う労働組合等の組合員であるものの数を記載すること。
- (4) ⑤欄には、通常工場等に供給する職種及び人員を記載すること。人員については、供給する最高時の人員及び最低時の人員を記載すれば足りるものであること。

供給申込受付簿

(労働組合等名称)

① 供給申込 受付 年月日	② 供給 年月日	③供給先		④申込人員		⑤供給人員		⑥ 備考
		A 名称 (申込者 氏名)	B 就労等の 職種	A 職種別	B 人員	A 職種別	B 人員	

(記載要領)

- (1) ③の B 欄には、供給された者が行う作業等の種類 (内容) を記載すること。
- (2) ⑤欄には、当該供給申込みに対し、実際に供給を行った人員を記載すること。
- (3) ⑥欄には、当該供給申込みの労働条件等の概略、その他参考となる事項等を記載すること。

組合員等供給就労簿

			労働組合等名称												
			記録年月												
供給した組合員等			供給就労月日及び就労先名												
番号	氏名	職種													
			就労日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
			就労先												
			就労日	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
			就労先												
			就労日	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
			就労先												
			就労日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
			就労先												

(記載要領)

組合員等供給就労簿は、個々人の供給状況及び就労状況が記録されればよく、個人別の年間分を別葉にして作成したり、一定期間固定した供給先へ供給される者については、別様式でもよい。

労働者供給事業報告書

1 報告対象期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 労働者供給実績等

①供給実績	職種名					計
	(a) 需要延人員	人	人	人	人	人
	(b) 供給延人員	人	人	人	人	人
	(c) 供給実人員	人	人	人	人	人
② 3 月末日 における供 給対象組合 員等総数	職種名					計
	(a) 常時供給数	人	人	人	人	人
	(b) 臨時的供給数	人	人	人	人	人
	(c) 計	人	人	人	人	人
③ 3 月末日における組合員等総数						
④ 未供給等に対する処置						
⑤ 供給に関する賃金 (1 日あたりの額)		円	円	円	円	円

3 労働者供給事業収支決算

科 目		金 額	摘 要
収入の部			
支出の部			

職業安定法施行規則第 32 条第 7 項の規定により上記のとおり事業報告を提出します。

年 月 日

厚生労働大臣 殿

提出者

(記載要領)

- (1) 2①(a)欄には、供給先事業所から受けた供給申込延人員を、2①(b)欄には、当該労働組合等が供給した延べ人員を、2①(c)欄には、供給実人員を記載すること。
- (2) 2②(a)欄には、報告対象期間における職種別の供給組合員等の供給実績を実数で、常態的に供給の対象となる組合員等と、他の事業所等に雇用されているもの等で仕事の繁閑に応じて供給の対象となる組合員等に区分して記載すること。
- (3) 2④欄には、報告対象期間において、当初の供給計画どおりに当該組合員等を供給できなかった場合若しくは供給先の需要に応じられなかった場合にとった措置又は報告対象期間外において特に著しい未供給があった場合の措置について記載すること。
- (4) 2⑤欄には、供給の対象となった組合員等の職種別の平均的な 1 人 1 日 (8 時間として算定する) 当たりの額を記載すること。この場合において、供給の対象となる組合員等の技能等に応じて、それぞれ一定の額を定めており、その支払を受けている場合は、当該区分に応じた当該それぞれの額を別葉に記載して添付することにより本欄の記載を省略して差し支えないこと。
- (5) 3については、①報告対象期間における事業の運営に要した経費の出所と額及びその費目別収支決算、②組合費、その他組合員等から徴収した額並びにその算出方法、徴収方法 (徴収した時期、回数、その他) などを記載すること。
なお、この場合、当該記載内容を満たす別葉の書類が既にあるときは、当該書類を添付することによって本欄の記載を省略して差し支えないこと。
- (6) 提出者の欄には、労働組合等の名称及び代表者氏名を記載すること。

年齢制限求人に係る情報提供

年 月 日

() 公共職業安定所長 殿

(労働者供給事業者の氏名又は名称)

当社の取扱いに係る労働者供給の申込みについて、下記のとおり、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 9 条又は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 20 条第 1 項違反と思われる事案がありましたので、情報提供いたします。

記

1 違反と思われる事業主の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称：(記載例) ○○社○○事業所
連絡先 (住所又は所在地、電話番号等)：

2 事案の概要 (違反する法律の条項、求人の職種、年齢制限の内容及び理由、供給の申込みの日付等)

(記載例)

○○年○○月○○日に申込みのあった○○の職種の求人に係る供給の申込みの内容について、○○歳以下という条件が付されているが、これは労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第 1 条の 3 第 1 項各号に該当しないものと考えられる。

3 処理の状況 (当社からの働きかけの内容、供給の状況等)

(記載例)

当社において年齢制限の是正を働きかけたものの、これに応じなかった為に供給の申込みの受理を行わなかった。

4 その他特記事項